

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月28日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森下 將典
【最高財務責任者の役職氏名】	管理本部長 笹田 耕之
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長森下將典は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成27年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2/3を超えている当社の持ち帰り寿し事業、寿しFC事業を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、仕入高及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当連結会計年度において、当社の仕入取引において、取引先より出向していた社員が過年度より架空取引による不適切な仕入高の計上及び支払処理が行われていた事実が判明したことを受け、平成25年12月期（第46期）以降の決算を訂正し、平成25年12月期（第46期）から平成27年12月期（第48期）第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。その結果、当連結会計期末において、当該財務報告に係る内部統制の不備は、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、平成27年12月17日に開示いたしました「調査委員会の調査報告書に基づく再発防止策について」の中で、再発防止策の実施月日について平成28年1月からと記載しておりましたが、平成27年11月30日に開示いたしました「調査委員会からの最終報告の受領について」以降、取締役会、監査役会及び関係各部署において不備の是正措置について検討し、改善策を策定し、管理体制強化、チェック機能の強化を図り、実質的な再発防止策の運用を平成27年11月より開始しましたが、当連結会計年度末日において、一部については完全には開始することができませんでした。なお、平成28年1月から2月にかけて順次以下の是正措置の全ての運用を開始させております。

今後、再発防止策の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善に取り組んでまいります。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、調査委員会等の調査により特定され、全て連結財務諸表等に反映しております。

全社的な内部統制の不備に関する是正措置

再発防止に関する改善策の整備

- (a) 取締役会・監査役会の体制強化、機能強化
- (b) コンプライアンス・リスク管理委員会及び内部監査室のチェック機能強化
- (c) 仕入（発注・検品・支払）業務におけるチェック管理機能強化
- (d) 全社的なコンプライアンスに関する継続的な研修の実施及び遵守体制の強化
- (e) 倫理通報制度のホットラインの機能強化

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。